

平成 26 年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 3 科目で 90 分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第 1 問から第 15 問について、会社法の規定又は判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの、又は適切なものを 1 つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第 1 問 会社の総則等について、以下の記述のうち正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 株式については、その一部についてのみ譲渡を制限することはできない。
2. 大会社は、損益計算書に計上した純利益の額のみにより判断される。
3. 最高裁判所の判例によれば、株式会社による政治献金は一切許されていない。
4. 株式会社は、新株予約権付社債を発行することができる。
5. 委員会設置会社は、特に大会社に限定して選択が認められている機関設計である。

第 2 問 株式又は株主等について、以下の記述のうち誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 株主代表訴訟（責任追及等の訴え）の提訴権は、単独株主権である。
2. 議決権を制限する株式の発行は、厳格一律に禁止されている。
3. 最高裁判所の判例によれば、定款による譲渡制限に違反した株式譲渡であっても、その譲渡の当事者間では有効である。
4. 株式会社は、株主名簿管理人を置く旨を定款で定め、当該事務を行うことを委託することができる。
5. 新株予約権について、譲渡制限を付すことは可能である。

第 3 問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 株主総会の招集事項の決定は、取締役会設置会社においては原則として取締役会の決議によらなければならない。
2. 株主は、株主総会に出席する義務を負う。
3. 株式会社は、自己株式について、その議決権を行使できる。
4. 株主は、株式会社の承諾の有無にかかわらず、電磁的方法により議決権を行使できる。
5. 株主総会決議の取消しの判決は、対世効を有しない。

第 4 問 株式会社の機関又は役員等について、以下の記述のうち誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 監査役会を設置する株式会社には、取締役会を置かなければならない。
2. すべての株式会社には、株主総会を置く必要がある。
3. 非公開会社では、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除き、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。
4. 委員会設置会社には、代表取締役を置く必要がある。
5. 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

第5問 取締役又は代表取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい
(委員会設置会社は除く)。

1. 取締役は、成年被後見人であってもなることができる。
2. 取締役は、競業避止義務を負う。
3. 最高裁判所の判例によれば、必要な取締役会の決議を経ない取引の効力は、絶対的に無効である。
4. 取締役の報酬等は、すべて額が確定したものでなければならない。
5. 代表取締役は、1名しか置いてはならない。

第6問 取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい(委員会設置会社は除く)。

1. 取締役会は、取締役の職務の執行を監督する。
2. 取締役会は、支店その他の重要な組織の設置について、個々の取締役に委任することができない。
3. 取締役会において取締役は、代理人によってその議決権を行使することはできない。
4. 取締役会の決議は、例外なく省略することはできない。
5. 大会社である取締役会設置会社において、取締役会は内部統制システムに関する事項を決定しなければならない。

第7問 監査役又は会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい
(委員会設置会社は除く)。

1. すべての株式会社は、監査役を置かなければならない。
2. 監査役は、その会社の株主であってはならない。
3. 監査役会は、監査報告を作成しなければならない。
4. 会計監査人は、株式会社の計算書類等を作成しなければならない。
5. 会計監査人は、株主代表訴訟(責任追及等の訴え)の対象となることはない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の会計帳簿とは、日記帳や仕訳帳等である。
2. 貸借対照表は、計算書類に含まれる。
3. 連結計算書類とは、企業集団の財産及び損益の状況を示すものである。
4. 資本金の額を減少するときは、原則として株主総会の特別決議が必要である。
5. 会社が社債を発行するときは、必ず例外なく、社債管理者を設置しなければならない。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合資会社の社員の全部は、無限責任社員である。
2. 持分会社には、取締役会を置かなければならない。
3. 合同会社も合名会社と同様に、利益の配当等は全く制限されていない。
4. 持分会社の定款の変更には、総社員の同意が必要である。
5. 持分会社であっても、株式を発行することができる。

第10問 会社の分割について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 会社の分割には、吸収分割と新設分割がある。
2. 合同会社であっても、会社の分割をすることができる。
3. 吸収分割では、事業に関する権利義務の一部を他の会社に承継させることができる。
4. 会社の分割においては、原則として反対株主に株式の買取請求権が認められている。
5. 会社の分割においては、債権者保護手続は例外なく不要である。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

委員会設置会社の報酬委員会は、()の個人別の報酬等の内容を決定する。

1. 使用人
2. 執行役等
3. 代表取締役
4. 会計監査人
5. 監査委員

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

剰余金の配当により、株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、その効力を生ずる日における()を超えてはならない。

1. 資産の額
2. 負債の額
3. 資本金の額
4. 準備金の額
5. 分配可能額

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

取締役会設置会社の代表取締役は、()に1回以上、職務執行の状況を取締役に報告しなければならない。

1. 1週間
2. 1か月
3. 3か月
4. 6か月
5. 1年

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会計参与は、()若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない。

1. 公認会計士
2. 弁護士
3. 司法書士
4. 行政書士
5. 弁理士

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会社の新設分割の無効の訴えは、効力発生日から()以内に提起しなければならない。

1. 1か月
2. 6か月
3. 1年
4. 2年
5. 10年

【民事訴訟法】

問1 次の文章の空欄に適する語句を下記の語群から選んで、記号で答えなさい。

判決手続において当事者とは、その名に訴え又は訴えられて判決の名宛人になる者をいう。このような当事者の定義の仕方を（ ① ）当事者概念というが、ここから分かるように、実体法上の権利義務の主体が当事者であるとは限らない。

実体法上の権利義務の主体以外の者が訴訟追行にあたる場合としては、権利義務の主体の名で行う場合と自己の名で行う場合とがある。前者の場合は代理であり、これには本人の意思によらない法定代理と本人の意思による任意代理の場合がある。任意代理人には（ ② ）による訴訟代理人と（ ③ ）による訴訟代理人とがある。商法や会社法上の（ ④ ）は後者の典型例である。代理の場合には、判決の効力は直接本人に生じ、代理人は判決の効力を受けない。

これに対し、実体法上の権利義務の主体以外の者が自己の名で本人に代わって訴訟追行に当たり、その受けた判決の効力が本人にも及ぶ場合を（ ⑤ ）と呼ぶ。

このように（ ① ）当事者概念の下では実体法上の権利義務の主体以外の者が当事者となりうるから、誰が正しい当事者であるかを自覚的に問う必要があり、これが（ ⑥ ）の問題である。当事者に関しては、そのほか、現に行われている訴訟の当事者が誰であるかを問う当事者の（ ⑦ ）の問題や、当事者として単独で有効に訴訟行為をなし又は受ける能力を問う（ ⑧ ）の問題など多数の問題がある。

〔語 群〕

ア 私法 イ 訴訟 ウ 法令 エ 明示 オ 指示 カ 確定 キ 特別
ク 当事者能力 ケ 訴訟能力 コ 当事者適格 サ 訴訟担当 シ 訴訟代理
ス 取締役 セ 支配人 ソ 代理委任 タ 訴訟委任 チ 法定
ツ 実質的 テ 形式的 ト 実体的

問2 管轄に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 従業員Aが運転する甲会社のタクシーに客として乗車していたBが、Aの運転ミスによる事故で負傷し、治療費計200万円の損害を被った場合、BはAに対してAの普通裁判籍所在地の地方裁判所には損害賠償請求の訴えを提起できない。
- 2 1の場合、Bが甲会社に対して貸金返還請求権を有するときは、甲会社に対する損害賠償請求の訴えに併合して、その貸金返還請求の訴えを事故発生地地方裁判所には提起できない。
- 3 貸金債務の債務者の住所地で支払請求訴訟が提起された後、債務者が転居した場合、訴訟はその転居先を管轄する裁判所に移送されなければならない。
- 4 手形による金銭の支払を請求する場合、請求者は被請求者の住所地または支払地の裁

判所のいずれにでも訴えを提起することができる。

- 5 任意管轄違いの裁判所に訴えが提起された場合、被告はいつでも管轄裁判所への移送を申し立てることができる。

問3 次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 口頭弁論期日における裁判長の訴訟指揮に対しては、不服を申し立てることはできない。
- 2 訴訟上の和解は、口頭弁論期日においてもすることができる。
- 3 口頭弁論期日に当事者の一方が欠席したときは、出席した他方の当事者は、準備書面への記載の有無に関わらず、事実を主張することができる。
- 4 訴えについては、必ず口頭弁論を経なければ、判決をすることができない。
- 5 口頭弁論調書に記載される事項については、すべて調書によってのみ証明することができる。

問4 消費貸借契約についての次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 消費貸借契約の成立（金銭の授受、返還約束）については、原告が証明責任を負う。
- 2 消費貸借契約の成立については、その権利者が証明責任を負う。
- 3 消費貸借契約の成立については権利者が、不成立については義務者が証明責任を負う。
- 4 消費貸借契約の成立については権利者が証明責任を負うが、義務者が贈与契約を主張して争う場合には、義務者に消費貸借ではなく贈与であることの証明責任がある。
- 5 消費貸借契約の成立について公正証書が作成されている場合、義務者は錯誤を主張することはできない。

問5 次の記述のうち、判例の趣旨と合致するものを2つ選びなさい。

- 1 調査の嘱託の結果を証拠資料とするためには、当事者の援用を必要とする。
- 2 履行不能の帰責事由（民法 415 条後段）については、債権者がその存在について証明責任を負う。
- 3 訴え提起後に、当事者自身が係争事実について作成した文書であっても、証拠能力は認められる。
- 4 一方当事者が申し出た証拠が、ある主張についての唯一の証拠方法であるときは、たとえその証拠申出が時機に後れた攻撃防御方法と評価できる場合でも、裁判所はその証拠を取り調べなければならない。
- 5 8歳の児童であっても、ある程度事理を理解し、それを表現する能力を備えている者であれば、証人となることができる。

問6 次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 原告が被告を相続すると、請求認容判決がくだされる。
- 2 権利能力を有しない社団であっても、当事者として訴訟を行うことができる場合がある。
- 3 一身専属的な権利の主体が死亡すると、訴訟は終了するとするのが判例である。
- 4 被告を特定しないで、訴えを提起することはできない。
- 5 地方公共団体も原告として訴えを提起することができる。

問7 当事者に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 民法上の行為能力者は、訴訟能力者である。
- 2 未成年者は、親権者の同意を得れば、自ら訴訟行為をなすことができる。
- 3 被保佐人は、保佐人の同意を得なくても、相手方が提起した訴えについて応訴することはできる。
- 4 外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、日本の法律によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなされる。
- 5 成年被後見人の後見人は、成年被後見人がした訴訟行為を取り消すことができる。

問8 訴訟承継に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 訴訟の係属中、第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を承継したときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができる。
- 2 参加承継は、権利主張参加の方法によるので、従前の訴訟の当事者双方を相手方として訴訟に参加する申出をしなければならない。
- 3 原告が死亡した場合は、当該原告が訴訟代理人を選任していても、原告の相続人の意思を確認するために、訴訟手続は中断する。
- 4 参加承継によって新たに原告となった者は、従前の原告で訴訟から脱退した者がした自白に拘束されるのが原則である。
- 5 参加承継も、引受承継も、いずれも、その後の訴訟手続においては合一確定の必要があるため、必要的共同訴訟の規定が準用される。

問9 判決の効力に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 口頭弁論終結後に、係争物が競売により第三者に移転したときは、当該訴訟の既判力はその第三者には及ばない。
- 2 家屋明渡しを命じる確定判決の既判力は、口頭弁論終結前から当該家屋に居住している賃借人にも及ぶ。
- 3 建物収去土地明渡訴訟で敗訴した被告から、確定判決後にその建物の所有権を譲り受け、占有している者に対しては、当該判決に基づいて強制執行をすることができる。
- 4 選定当事者が受けた敗訴判決がその者の不十分な訴訟活動によるものであるときは、選定者にはその判決の既判力は及ばない。
- 5 甲地の所有権確認の訴えを提起して敗訴した原告は、第三者に対して甲地の所有権確認の訴えを提起して自己の所有権を主張することは許されない。

問10 訴えの変更と反訴に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（判例の立場を前提とする）。

- 1 控訴審においては、反訴の提起には原則として相手方の同意が必要であるが、訴えの変更には相手方の同意は不要である。
- 2 反訴は本訴と密接な関連性を有するが、反訴の提起後に本訴が取り下げられた場合、反訴の訴訟係属が反訴提起時に遡って消滅することはない。
- 3 訴えの変更がなされても、従前の訴えが当然に取下げられることはない。
- 4 占有権に基づく保全の訴えの本訴に対して、被告が所有権に基づく目的物の引渡しを求める反訴を提起することは、占有権を独立した物権として保護している民法 202 条からすれば、認められない。
- 5 所有権に基づく引渡請求の本訴に対して、留置権の抗弁を提出している被告が、当該留置権の被担保債権の弁済を求める反訴を提起することは、関連性があり、適法である。

【刑事訴訟法】

【No. 1】 捜査手続の在り方を規律する原理・原則はどれか。1つ選べ（2点）。

- (1) 公開主義
- (2) 弾劾主義
- (3) 論争主義
- (4) 令状主義
- (5) 当事者主義

【No. 2】 書面で行うことができないものはどれか。1つ選べ（2点）。

- (1) 告訴
- (2) 被害申告
- (3) 公訴の提起
- (4) 訴因変更請求
- (5) 証拠調べの異議申立て

【No. 3】 任意処分はどれか。1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、同判例に従うものとする（2点）。

- (1) 検証
- (2) 勾留
- (3) 聞込み
- (4) 鑑定処分
- (5) 身体検査

【No. 4】 司法巡査により通常逮捕された被疑者の送致を受けた司法警察員が行うことができないものを1つ選べ（3点）。

- (1) 被疑者の釈放
- (2) 被疑者の取調べ
- (3) 被疑者の勾留請求
- (4) 被疑者への弁解の機会の付与
- (5) 被疑者への弁護人選任権の告知

【No. 5】 甲は、平成 25 年 7 月 28 日午朝 3 時 55 分頃、東京都杉並区△△町×-×-×所在のラーメン屋 A において、サバイバルナイフを A の店員 B に示して、代金を支払わずに A 店内から逃げ出したので、B が甲を追いかけたところ、B は A 店から約 20 メートル離れた現場で甲の右腕を掴んだ。以上の事実を前提とした上で、正しいものを 1 つ選べ (3 点)。

- (1) B による甲の逮捕の種類は現行犯逮捕である。
- (2) B による甲の逮捕の種類は準現行犯逮捕である。
- (3) B による甲の逮捕の種類は緊急逮捕である。
- (4) B は私人なので甲を逮捕することができないから、110 番通報を受けた警察官が甲を逮捕しなければならない。
- (5) B の現行犯逮捕は適法なので、B は甲が所持していたサバイバルナイフを差し押さえることができる。

【No. 6】 以下の文章は、最高裁判所の決定である（最高裁判所平成 19 年 2 月 8 日決定刑集 61 卷 1 号 1 頁）。この決定文中のかっこ内に入る語句の組合せで正しいものを 1 つ選べ (3 点)。

「警察官が、被告人に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、捜索場所を被告人方居室等、差し押さえるべき物を覚せい剤等とする捜索差押許可状に基づき、被告人立会いの下に上記居室を捜索中、宅配便の配達員によって被告人あてに配達され、被告人が受領した荷物について、警察官において、これを開封したところ、中から覚せい剤が発見されたため、被告人を覚せい剤所持罪で現行犯逮捕し、逮捕の現場で上記覚せい剤を差し押さえたというのである。所論は、上記許可状の効力は (A) 後に搬入された物品には及ばない旨主張するが、警察官は、このような荷物についても (B) に基づき捜索でき (C) のものと解するのが相当であるから、この点に関する原判断は結論において正当である。」

- | | (A) | (B) | (C) |
|-----|-------|-------|-----|
| (1) | 令状提示 | 必要な処分 | る |
| (2) | 捜索の開始 | 現行犯逮捕 | ない |
| (3) | 令状提示 | 上記許可状 | る |
| (4) | 捜索の開始 | 上記許可状 | ない |
| (5) | 令状提示 | 現行犯逮捕 | る |

【No. 7】 以下の文章は、最高裁判所の決定である（最高裁判所平成6年9月16日決定・刑集48巻6号420頁）。この決定文中のかっこ内に入る語句の組合せで正しいものを1つ選べ（3点）。

「身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には、(A)として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができ、その際、(B)を行使することができるものと解するのが相当である。ただし、そのように解しないと、強制採尿令状の目的を達することができないだけでなく、このような場合に右令状を発付する裁判官は、(C)を含めて審査し、右令状を発付したものとみられるからである。その場合、右令状に、被疑者を採尿に適する最寄りの場所まで連行することを許可する旨を記載することができることはもとより、被疑者の所在場所が特定しているため、そこから最も近い特定の採尿場所を指定して、そこまで連行することを許可する旨を記載することができることも、明らかである。」

	(A)	(B)	(C)
(1)	強制採尿令状の効力	有形力	被疑者の態様
(2)	必要な処分	必要最小限度の有形力	被疑者の態様
(3)	強制採尿令状の効力	必要最小限度の有形力	連行の当否
(4)	必要な処分	必要最小限度の有形力	連行の当否
(5)	強制採尿令状の効力	有形力	連行の当否

【No. 8】 全件送致主義の例外を1つ選べ（2点）。

- (1) 微罪処分
- (2) 起訴猶予
- (3) 略式手続
- (4) 準起訴手続
- (5) 公判前整理手続

【No. 9】 正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 起訴状には、被告人の氏名、公訴事実及び罪名を記載し、その他事件につき関連あるものをすべて添付しなければならない。
- (2) 公訴は第1審の判決があるまでこれを取り消すことができる。
- (3) 検察官は公訴を提起すると、起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
- (4) 公訴の提起があった日から2週間以内に起訴状の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、遡ってその効力を失う。
- (5) 公訴時効は、当該事件につき判決の言渡しによって、その進行を停止する。

【No. 10】 公判前整理手続の目的に含まれないものを1つ選べ（3点）。

- (1) 事件の争点の整理
- (2) 裁判所による証拠の閲覧
- (3) 充実した審理の準備
- (4) 類型証拠の被告人側への開示
- (5) 検察官請求証拠の被告人側への開示

【No. 11】 被告人の同意がなければ行うことができない手続はどれか。1つ選べ（2点）。

- (1) 略式手続
- (2) 勾留質問手続
- (3) 即決裁判手続
- (4) 公判前整理手続
- (5) 裁判員選任手続

【No. 12】 自由な証明の対象となるものを1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、同判例に従うものとする（2点）。

- (1) 責任能力の有無
- (2) 累犯加重における前科の存在
- (3) 親告罪につき告訴があったこと
- (4) 共謀共同正犯における謀議の存在
- (5) 正当防衛における急迫不正の侵害の有無

【No. 13】 科学的証拠の証拠能力に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、同判例に従うものとする（4点）。

- (1) 一般に科学技術の成果を活用した科学的証拠については、法律的関連性が肯定されるが、自然的関連性に対して疑念が生じている。
- (2) DNA型鑑定は、その科学的原理が理論的正確性を有し、その技術を習得した者が、科学的に信頼される方法で行われたと認められ、かつ、追試験を行うことができる場合には、その鑑定書の証拠能力を肯定することができる。
- (3) ポリグラフ検査結果の回答書については、検査者が検査に必要な技術と経験を有する適格者であり、かつ、その物に検査に使用した器具の操作技術能力がある場合には、被疑者の同意がなかったとしても、その証拠能力を肯定することができる。
- (4) いわゆる伝統的筆跡鑑定方法は、鑑定人の経験と勘に頼るところがあり、その証明力には自ずから限界があることから、この鑑定方法は非科学的で不合理なものであるため、筆跡による鑑定書に証拠能力を肯定することはできない。

- (5) 警察犬による臭気選別の結果を記載した書面については、その選別につき専門的な知識と経験を有する指導手が、臭気選別能力が優れ、選別時において体調等も良好でその能力がよく保持されている警察犬を使用して実施し、かつ、臭気の採取、保管の過程や臭気選別の方法に不適切な点がなければ、その証拠能力を認めることができる。

【No. 14】 以下の a ないし g の書面につき、刑事訴訟法 321 条 1 項 3 号に基づき証拠能力が付与されるものの個数はいくつか。但し、最高裁判所の判例がある場合には、同判例に従うものとする。刑事訴訟法は本問冊子の末尾を参照のこと（3 点）。

- a. 中華人民共和国において手錠をしたまま得られた共犯者の供述を同国の警察官が録取した書面
- b. 弁護士作成の示談書
- c. 警察の委嘱に基づいて作成された鑑定書
- d. 警察署における取調べを録画した DVD
- e. 東京地方検察庁が高地方知検察庁に対して行った前科回答の電信訳文
- f. 大韓民国の裁判所において共犯者が行った自白を記載した書面
- g. 酒気帯び・酒酔い鑑識カード中の被疑者と警察官のやり取りを記載した部分

- (1) 1 個
- (2) 2 個
- (3) 3 個
- (4) 4 個
- (5) 0 個

【No. 15】 正しいものを 1 つ選べ。刑事訴訟法は本問冊子の末尾を参照のこと（4 点）。

- (1) 甲が、「A は生活保護を不正受給している」という名誉毀損の発言は、伝聞証拠である
- (2) 甲が、「おれはアリストテレスだ」という発言から、甲が精神異常の精神状態にあることを推認する場合は、伝聞証拠である。
- (3) 瀕死の状態にあった A（その後死亡）の「甲の車に轢かれた」との発言をその内容とする公判期日における証人 B の供述から、甲が A を轢いたことを立証する場合には、伝聞法則の例外となる。
- (4) 刑事訴訟法 328 条により許容される証拠は、信用性を争う供述をした者のそれと矛盾する内容が、同人の供述書、供述を録取した書面（刑事訴訟法が定める要件を満たすものに限る。）、同人の供述を聞いたとする者の公判期日の供述またはこれらと同視しうる証拠の中に現れている部分に限られるものではない。

- (5) 犯行の状況等を撮影したいわゆる現場写真は、供述証拠に属し、当該写真自体またはその他の証拠により事件との関連性が認められ、かつ、撮影者が証人尋問を受け、真正に撮影・現像をしたことを証言したときに、証拠能力が肯定される。

刑事訴訟法

第 320 条 第 321 条乃至第 328 条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

②第 291 条の 2 の決定のあった事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第 321 条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

(1) 裁判官の面前（第 157 条の 4 第 1 項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

(2) 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

(3) 前 2 号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

② 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第 1 項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

④ 鑑定経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第 321 条の 2 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第 157 条の 4 第 1 項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第 1 項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

② 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第 305 条第 4 項ただし書の規定は、適用しない。

③ 第 1 項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第 295 条第 1 項前段並びに前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第 322 条 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第 319 条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

② 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第 323 条 前 3 条に掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

- 1 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面
- 2 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面
- 3 前 2 号に掲げるものの外特に信用すべき状況の下に作成された書面

